

第47回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成31年3月22日(月) 13:00～13:55
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 議事

(1) 長崎大学学長任期規則の一部改正について

議長から、前回の本会議で一応の結論を得ていた学長の任期について、再確認させていただきたい旨説明があり、学内委員の理事(総務担当)から資料2-1に基づき、学長の任期は「任期4年、再任2年の1回限り」とし、4年目に他の候補者を立てずに再任審査を実施する。適用開始時期は、基本は2020年10月1日からとするが、現学長が再任した場合に限り任期は1期(3年)とし、続く2023年10月1日に就任する学長から適用する旨の説明があり、再確認された。

次に議長から、学長任期規則の一部改正案について審議願いたい旨説明があり、事務局から資料2-2に基づき、「長崎大学学長任期規則の一部を改正する規則(案)」について説明があり、異議なく了承された。

(2) 学長の業務執行状況の確認について

議長から、学長選考会議第2条の3で実施が定められている、学長の業務執行状況の確認について、実施方法等について審議いただきたい旨説明があり、学内委員の理事(総務担当)から、資料3-1に基づき、実施日時は平成31年6月24日(月)とし、時間配分及び使用資料は前回実施時の内容を踏襲する旨の説明があった。

委員から、実績を正しく理解するためには時間を要する旨の意見があり、審議した結果、学長による説明及び学長選考会議との意見交換の時間はそれぞれ30分程度、トータルで1時間程度に設定することとした。

続いて、議長から、今回の業務執行状況の確認について、基本方針として明確にしておきたい旨の説明があり、学内委員の理事(総務担当)から資料3-2に基づき、実施時期、実施方法、公表の取り扱いについて説明があった。併せて、確認した結果の公表イメージの内容についても説明があった。

委員から種々の意見があり、審議の結果、客観的な資料に基づき評価を実施し、求める学長像への到達状況も考慮しつつ学長の実績を取りまとめるものとし、特に大学の強みやこれから求められる部分は明確にさせる方向性とする事が確認された。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- 「確認の結果」の記載内容について、「求めるべき学長像」等に基づき確認したとあるが、学長を選考した時点で「求めるべき学長像」はクリアできており、業務としてできているもの、できていないもの、応援すべき部分、助言すべき部分を明らかにするべきでは

ないか。

- 任期途中の中間地点での評価であることから、求める学長像に沿ってビジョンを持って業務を執行してきていることも一つの評価軸となるのではないか。
- 公表にあたっては、抽象的なものでなく、ステークホルダーに伝わる内容である必要がある。
- 文科省の指標は多岐にわたっているため、長崎大学として特徴的なものをピックアップした方が外部には分かりやすいのではないか。

(3) その他

平成30年度学長選考会議活動記録及び今後の検討課題（案）並びに次年度の開催予定について

議長から、平成30年度の活動内容、及び今後の検討課題について確認させていただきたい旨の説明があり、学内委員の理事（総務担当）から、資料4に基づき、平成30年度学長選考会議活動記録、及び今後学長選考会議で取り扱う課題（案）、資料5に基づき次年度の本会議開催日程の説明があった。

なお、意向投票の取り扱いの審議は前回選考時から持ち越しており、今後、審議時間の確保が必要であることから、4月22日（月）に、学長選考会議を開催し議論することとなった。

(以上)